

(平成25年10月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私の国民年金加入手続は、婚姻（昭和48年10月）後に、A町役場で義父が行ってくれた。その際、国民年金保険料納付について役場の担当者から指導を受け、未納となっていた保険料を20歳まで遡り一括して納付したと聞いている。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料納付を行ったとする義父は、国民年金制度発足当初から60歳到達までの20年余りの国民年金加入期間において、保険料の未納は無く、昭和49年4月以降は付加年金にも加入していることから、義父の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年11月7日にA町で払い出されており、国民年金手帳の送付年月日は同年11月12日とされていることから、申立人の国民年金加入手続は同年11月頃に行われ、この加入手続の際に20歳到達時（45年*月）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料は同年11月に過年度保険料として納付され、

申立期間直前の45年1月から46年9月までの保険料は、第2回特例納付制度（実施期間は49年1月から50年12月まで）を利用して納付されていることが確認できることから、義父は、当時、申立人が婚姻前の期間は国民年金に未加入であったことを知り、未納期間の解消に努めていたことがうかがわれる。

加えて、前述の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料が納付された同年11月の時点においては、申立期間の保険料は過年度保険料として納付することが可能であったところ、先に2年の時効が成立する申立期間の保険料を未納としたまま、47年4月から48年3月までの保険料を納付することは不自然であり、納付意識の高かった義父が、過年度保険料として納付が可能であった申立期間の保険料も同様に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（三重）国民年金 事案 3631

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私の国民年金手帳は、婚姻（昭和41年11月）後に母親から送付されてきた。母親は、後は自分で国民年金保険料を納付するようと言っていたが、当時は、まだ若く年金制度への関心が無かった。今になって国民年金手帳をよく見ると、昭和42年度国民年金印紙検認記録欄にA市の検認印が押されている。母親は私のために保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月25日にA市において払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には発行日が同年9月19日と記載されていることから、申立人の加入手続は、申立人の主張どおり申立人の母親により申立人の婚姻前に実家の所在地である同市において行われたものとみられる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に未加入とされているが、婚姻に伴い転居したB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和41年6月30日（厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日。その後、同年7月1日に訂正。）から44年3月19日までは国民年金被保険者であったことが確認でき、申立期間当時、国民年金印紙により、昭和42年度の保険料を41年度中に前納できるとする運用がされていたことから、母親がA市において申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、前述の国民年金手帳によると、B市から転入したC市において申立人の資格喪失日が昭和44年3月19日から42年4月1日に訂正されており、

この訂正処理により申立人は、申立期間において国民年金に未加入とされたものと考えられるが、同市において、遡ってこの訂正を行う合理的な理由を見いだすことはできない。

加えて、前述の国民年金手帳によると、申立期間である昭和 42 年度の国民年金印紙検認記録には、全ての月の欄に A 市が 41 年度に検認（検認印の日付は、6 月分のみ「41. 7. 31」、その他の月分は「41. 10. 31」）したことが記録されている。仮に、当該検認記録が 41 年度の保険料に係るものであるとした場合、前述のとおり申立人は昭和 41 年 4 月及び同年 5 月は国民年金の未加入期間であることと、同年 4 月及び同年 5 月に検認印が押されていることとは整合しないため、当該検認記録は、42 年度の国民年金保険料の納付記録と考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月から16年6月まで

A社の被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年5月9日付けで17万円に訂正されたが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出された申立人の平成15年分及び16年分に係る

所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額の訂正に係る届出を行ったとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月から16年6月まで

A社の被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年5月9日付けで17万円に訂正されたが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出された申立人の平成15年分及び16年分に係る

所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額の訂正に係る届出を行ったとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果11万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から同年8月まで

A社の被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年6月24日付けで11万円に訂正されたが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（11万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出された申立人の平成17年分賃金台帳により、

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（11 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額の訂正に係る届出を行ったとしていることから、これを履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
昭和36年にA社に入社し、40年に退職するまで継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令原簿及び申立人の雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8057

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年7月7日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、9年10月から11年9月までについては、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を9年10月から10年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から15年6月まで
申立期間について、A社においてもらっていた給与額と社会保険庁(当時)の記録上の標準報酬月額が一致していない。当該期間の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年10月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る金額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会(当時)において決定したあっせん案の報告に基づき、21年7月7日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、A社の元事業主が、「会社の経営状態が厳しく、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所(当時)に相談し、標準報酬月額を引き下げた。」と証言していることが判明した。

また、申立期間のうち、平成9年10月から11年9月までの期間について、申立人の標準報酬月額は9年10月から10年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは36万円と記録されていたが、同年11月9日付けで9年10

月から10年9月までは15万円、同年10月から11年9月までは18万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、平成11年11月9日においてA社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人全員についても、申立人と同様に同日付けで標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、おおむね上記遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について、9年10月1日まで遡って標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、申立期間のうち、平成9年10月から11年9月までの標準報酬月額の記録については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、9年10月から10年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは36万円に訂正することが必要である。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
昭和37年にA社に入社し、平成2年に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令原簿及び申立人の雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8059

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
昭和34年にA社に入社し、平成16年に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令原簿、申立人から提出された同社からの感謝状及び申立人の雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
昭和36年にA社に入社し、平成9年に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令原簿及び申立人の雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は昭和58年5月25日から平成22年3月14日まで同一の場所で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この間、仕事内容及び雇用形態に変化は無かったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及びグループ企業であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和62年6月1日であり、申立人の被保険者資格は、本来同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人のB社における厚生年金保険の資格取得日である同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の昭和62年4月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主が、「理由は不明であるが、昭和62年5月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届出を行ったと思う。」と回答している上、事業主が資格喪失

日を昭和 62 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年10月まで

私は、勤めていた会社を退職した後の昭和38年秋頃、歯の治療を行うために、A市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った。36年4月以降、国民年金は強制加入なので、国民健康保険に加入すれば国民年金もセットで加入するものだと思っていた。当時は毎月、母親に食事代や保険料を預けていたので、その中から母親が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年の秋頃、A市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金もセットで加入し、母親が国民年金保険料を納付してくれていたと思うとしているところ、国民年金加入手続についての具体的な記憶は無く、加入手続後に交付される国民年金手帳を受け取った記憶も無いとしている上、保険料納付を行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月24日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を同年1月21日（平成14年11月18日付けで申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和43年4月1日に訂正。）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民健康保険に加入すれば、国民年金もセットで加入するものだと思っていたと述べているが、国民健康保険と国民年金については、制度が異なるため、必ずしも同時に加入していたと推認することまではできない上、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月及び同年3月

私は、平成19年3月頃にA社会保険事務所（当時）で、それまでの年金記録を確認し、納付義務のある申立期間の国民年金保険料を、その場で現金で納付した。それにもかかわらず、後日、申立期間の保険料が未納であるとの通知があり、電話で納付したことを説明したところ、確認するとのことであったが、その後、何の回答も無いまま、保険料を納付するようにとの通知が何度かあった。

このため、再度、申立期間の国民年金保険料を納付したが、今度は納付期限が切れているという理由で還付された。

私は、申立期間の国民年金保険料を二度納付したことになるが、還付となったことについては理解している。しかし、平成19年3月頃にA社会保険事務所で一度目に納付した申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年3月頃に、A社会保険事務所でそれまでの年金記録を確認し、その際、納付義務のある申立期間の国民年金保険料を現金で納付したとしているところ、申立人に係る国民年金被保険者関係届（申出・申請・報告）書によると、同届書は同年3月20日に同社会保険事務所の窓口で受付されていることが確認でき、オンライン記録によると、同年3月27日付けで同年2月28日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）を国民年金被保険者資格取得日とする入力処理が行われていることが確認できる。しかしながら、日本年金機構によると、申立期間当時、その場で保険料の納付を希望する被保険者に対しては、すぐに領収（納付受託）済通知書を発行し、スタンプ領収機によ

る領収をした上で、納付書・領収（納付受託）証書を交付していたとしているところ、申立人は、申立期間に係る納付書・領収（納付受託）証書を受領したか否かについて明確に記憶していない上、同年4月2日付けで申立期間に係るものとみられる納付書が発行されている記録が確認できる。仮に、申立人が申立期間の保険料を同年3月頃に納付していたとすれば、当該納付書が同年4月2日付けで作成されることはないと考えられることから、申立人が主張する同年3月頃に申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

また、平成19年3月分の関係書類によると、i) スタンプ領収された領収（納付受託）済通知書の中には、申立人に係る領収（納付受託）済通知書は見当たらないこと、ii) A社会保険事務所の窓口でスタンプ領収をした場合に印字される通し番号には、領収（納付受託）済通知書及びスタンプ領収番号使用簿とも欠番は無いこと、iii) 同社会保険事務所において被保険者から収納した国民年金保険料額の合計額と領収（納付受託）済通知書記載額の合計額が一致しなかった日は無いことから、申立人が申立期間の保険料を同社会保険事務所で納付していた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度（平成9年1月）導入後となり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3634

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から57年2月まで

私は、会社を退職した後の昭和56年1月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、再就職する57年2月まで送られてきた納付書により毎月同市役所の担当窓口で納付していた。納付金額の詳細までは覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対してこれまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して納付書が作成・送付されたとは考え難いことから、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、再就職する昭和57年2月まで納付書で毎月A市役所の担当窓口で納付していたとしているところ、公簿によると、申立人は、申立期間中の56年10月に婚姻し、同月に同市からB町に住民票を移したことが確認できる。国民年金保険料納付については、制度上、住民票のある市区町村で行うこととされていることから、申立人は、申立期間のうち、婚姻後の同年11月から57年2月までの期間については、A市役所の担当窓口では保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間当時、居住していたとするA市及びB町においても、申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月頃から28年3月までのうちの約14か月間

私は、A事業所（現在は、B事業所）で、約14か月の間、C工事やD工事の常勤土木作業員として従事していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち、昭和27年2月24日から同年4月前半までの期間及び同年5月21日から28年3月前半までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A事業所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になったと記録されており、申立期間について適用事業所であった記録が確認できない。

また、上述の賃金台帳によると、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B事業所は、「当時の非常勤職員に係る社会保険の取扱いは不明だが、常時使用する労働者に対する賃金台帳の控除欄が、所得税と失業保険料の項目のみの様式であることから、厚生年金保険には加入させていなかったものと思われる。」と回答している上、A事業所で昭和26年7月から申立人と同じ業務に従事していた同僚及び申立人が同じ現場で働いたとして名前を挙げる同僚についても、これら同僚の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票又は厚生年金保険被保険者台帳により、いずれも厚生年金保険の資格取得日は、当該事業所が適用事業所となった28年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年2月4日まで
② 昭和25年1月から26年2月27日まで

申立期間①について、初めて働いたA社では、入社した春頃は卓球が盛んであった。同僚と野球大会に参加したことも覚えている。

また、申立期間②について、B社では暑い日も寒い日も徒歩で通勤し、複数の同僚の名前を覚えている。

申立期間①及び②のいずれも厚生年金保険の被保険者期間が短いことに納得できないので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の同僚を記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和26年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主は連絡先が不明のため、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人と同日の昭和24年2月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚が「昭和23年4月に入社した。」と証言していることから、当該期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも行っていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、B社は昭和30年8月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主の親族は、「当時の事業主は既に亡くなっており、B社の当時の資料は残っていないので分からない。」と回答している

上、申立人が名前を挙げた同僚は、既に死亡しているか又は連絡先が不明であり、また、当該期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の主張を裏付ける証言は得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 21 日から 36 年 3 月 19 日まで
② 昭和 37 年 7 月頃から 41 年 2 月 14 日まで

申立期間①について、A社に勤務したが厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。複数の同僚も覚えている。

申立期間②について、社会保険を重視してB事業所（現在は、C社）に転職したため、B事業所での被保険者期間が短いことに納得できない。

両事業所に勤務した当時の通勤定期乗車券を保管しているため、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の記憶する当時のA社の工場及び営業所の所在地並びに複数の同僚の氏名は、同社事業主の証言とおおむね一致している上、同社への通勤経路と考えられる列車の通勤定期乗車券を所持していることから、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人がA社の同一部署で勤務していたと名前を挙げた同僚は、当該期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同社は、「当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料も残っていない。」と回答しており、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、B事業所は、昭和41年2月14日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時、適用事業所であった記録が確認できない。

また、C社は、「当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料も残って

いないため、詳細は不明」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8065（愛知厚生年金事案 1717 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月19日から26年11月1日まで

私は、昭和22年1月から26年10月までA社に勤務していたが、年金記録では資格喪失日が24年9月19日となっている。新たに同僚を思い出したので、調査して26年10月までの期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初は昭和24年9月19日から26年10月30日まで）に係る申立てについては、i) A社の現在の事業主は、「当時の人事記録、給与及び厚生年金保険の関係資料については保存されていない。当時の厚生年金保険の取得状況を知っている人はいないだろう。」と回答していること、ii) 同社へ入社した複数の同僚に聴取するも、申立期間に申立人が勤務していた旨の証言は得られなかったこと、iii) 申立人が同社で勤務していたと記憶している複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間は不明である。」としており、申立人の同社における勤務期間を特定することができないこと、iv) 同社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、複数の同僚を思い出したので、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかし、申立人が思い出した複数の同僚に照会を行ったところ、回答があった同僚からは、申立人の勤務期間を特定することができる証言は無く、申立期

間に係る勤務実態について確認できない。

また、申立期間にA社において被保険者記録が確認できる同僚22人に調査したが、申立人が申立期間において勤務していたとする回答は得られなかった。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月まで
② 昭和 37 年 6 月から 39 年 11 月まで

私は、申立期間にA社及びB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。兄も一緒にA社及びB社に勤務していた。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地、業務内容及び事業主の氏名を記憶しており、その内容は同社の商業登記簿謄本と一致していることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成9年7月29日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は、「申立人に係る資料は保管されておらず、詳細は不明である。」と回答している。

さらに、申立人がA社で一緒に働いたと記憶している申立人の兄は、「勤務期間は、覚えていないがA社で弟と一緒に働いていた。」と回答しているものの、申立人の兄についても申立人と同様に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、申立人は、B社の所在地、業務内容、事業主及び役員の氏名を記憶しており、その内容は同社の商業登記簿謄本と一致していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、B社は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において、適用事業所であったことが

確認できない。

また、B社は、「資料は保管されておらず、詳細は不明であるが、当社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成9年8月1日なので、それ以前に勤めていた人は、厚生年金保険被保険者資格を取得させていない。」と回答している。

さらに、申立人の兄は、「勤務期間は、覚えていないがB社で弟と一緒に働いていた。」と回答しているものの、申立人の兄についても申立人と同様に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月まで

申立期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額に比べ減額されているが、A社（現在は、B社）において勤務している間に、給与が下がった記憶は無いので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時の資料が無いため、当時の給与の支払状況、厚生年金保険の届出状況及び保険料の控除状況等は不明である。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和56年10月に標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、申立期間前後に同事業所において被保険者記録が確認できる申立人と同年代の複数の同僚の標準報酬月額の記録と比較しても、大きな差異は見受けられず、申立人の記録に不自然さは無い。

さらに、申立人は、60歳到達後、標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、申立人と同年代の複数の同僚も、申立人と同様に60歳到達後、標準報酬月額が減額されていることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者原票の標準報酬月額に係る記載に不備は無く、遡って訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8068（三重厚生年金事案 40、984、1554 及び 1908 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私はA事業所に入社してから継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が無い。今回、新たな資料は無いものの、同社に勤務していたことは事実であるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、i) 在籍証明書等から申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立期間において夫の被扶養者に認定されていること、ii) 申立期間に係る雇用保険の加入記録が無いこと等を理由として、既に年金記録確認三重地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 20 年 4 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、新たに同僚の氏名を思い出したので事実関係を確認してほしいとの再度の申立てがあったことから、申立人から氏名の提示があった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると証言する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期については記憶していない上、当時の当該事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての証言も得られなかったことから、申立人が主張している事情を調査しても、年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことを理由として、既に同委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、その後、申立人から再度の申立てがあり、申立人から氏名の提示があった同僚の厚生年金保険の適用状況を調査したものの、当初の決定を変更す

べき新たな事情は見当たらないことを理由として、既に年金記録確認三重地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年3月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から再度の申立てがあり、新たな事情の提示は無いが納得できないので確認してほしいと主張しているが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に年金記録確認三重地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年4月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、今までの結論に納得できないので、再度調査してほしいと主張し、申し立てているが、申立人から新たな関連資料の提示は無く、当該主張のみでは、これまでの年金記録確認三重地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかにこれまでの年金記録確認三重地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 10 日まで
② 昭和 33 年 10 月 10 日から 38 年 10 月 11 日まで
A社を出産のために退職したが、脱退手当金は受け取っていないと思う。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月5日から30年1月26日まで
② 昭和31年9月13日から34年12月20日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年3月30日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間②の事業所を退職後、昭和57年3月15日まで厚生年金保険被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。